

竹田市定住促進住宅 みんなの部屋利用規約案

平成30年2月18日

管理運営事業者である(株)別大興産が竹田市定住促進住宅のみんなの部屋の管理責任者とする。(事業期間2018年1月25日～2044年1月24日まで)

みんなの部屋を利用しようとする者はあらかじめ管理責任者もしくは管理責任者が委託する者(以下「委託者」という。)に届け出なければならない。(届け出はメール、ファックス、いずれかの方法により行わなければならない。ただし定住促進住宅の入居者は入居者専用サイトからの届け出を原則とする)届け出後、管理責任者もしくは委託者から利用確定の連絡があった後に正式に利用が出来ることとする。

管理責任者もしくは委託者は、みんなの部屋を利用しようとする者が、次の号のいずれかに該当すると認める場合は、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 共用部の施設等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められたとき。

管理責任者もしくは委託者は、共用部の利用を許可するに当たっては、利用の目的、範囲、期間及び使用料その他について管理上必要な利用条件を付することができる。

共用部の施設等を利用しようとする者は、別表1で定める使用料を納めなければならない。

アルバ代官町、アルバ桜町の居住者(以下「居住者」という。)以外の者の利用については、定額の倍額とする。

既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由によりみんな部屋の利用を中止した場合において、管理責任者が還付することを相当と認めたときは、既に徴収した使用料の全部又は一部を還付することができる。

みんなの部屋の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、みんなの部屋を許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

利用者は、みんなの部屋を利用するに当たり、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ管理責任者の許可を受けなければならない。

利用者は、利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は制限することができる。

- (1) 利用者が、この規約に違反したとき。
- (2) 利用者が、規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めたとき。

管理責任者は、規定による利用の許可の取消しによって利用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

共用部の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理責任者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

原状回復義務を正当の理由がなく履行しない者又は損害賠償を履行しない者は、1万円以下の過料に処する。

(別表1) 共用部の使用料

使用者若しくは主たる使用者	1時間当たり (冷暖房、水道代込み、消費税別)
居住者	250円
上記以外の者	500円

ただし、竹田市及び管理責任者が利用する場合は、使用料は発生しないものとする。
入金にかかる振込料、持参時の交通費等は、使用者の負担とする。

利用可能時間

9時～18時

正月、お盆、管理責任者が管理できないと判断した期間は利用停止とする。

その他

原則使用前日までに本規約に定める届出、使用料の入金(居住者は賃料等とあわせて引き落としを行う)を必要とする。